SHIN&KIM 法務法人(有) 世宗

不公正取引行為

韓国の公正取引法は、市場支配的地位の濫用行為に対する規制とは別に、一般的な不公正取引行為を禁止するという、やや特徴的な法体系を採用しています。市場支配的事業者に該当しない場合であっても、一定の類型の行為によって自由な市場競争を阻害した場合には、不公正取引行為として制裁を受ける可能性があります。具体的な禁止類型としては、公正取引法第23条に定める取引拒絶、差別的取扱い、競争事業者の排除、不当な顧客誘引、取引強制、取引上の地位の濫用、拘束条件付取引、事業活動の妨害、不当な支援行為などが挙げられます。これらの多くは、市場支配的地位の濫用行為における禁止類型と重複していますが、不公正取引行為については、競争制限性に加えて、取引手段の不公正性も違法性を判断する主要な基準とされている点で、規制の趣旨に違いがあります。不公正取引行為は、企業が事業活動を行う過程において、最も頻繁に問題となる法的リスクの一つです。例えば、継続的な取引先との契約の解除、取引先ごとの価格政策の策定や割引政策の実施などは、企業が日常的に直面する場面であり、不公正取引行為については継続的なモニタリングおよび点検が必要となります。近年、取引上の優越的地位をめぐる問題に対する社会的関心が高まる中、不公正取引行為に対する執行姿勢は厳格化する傾向にあり、刑事告発も積極的に行われています。一方、不公正取引行為については、取引手段の不公正性や正当化事由の有無など、相当に抽象的な要件が含まれているため、法令違反に該当するか否かについての予測可能性が低く、適切なリスク評価および対応が非常に困難な場合があります。法務法人(有)世宗は、企業経営に関する豊富なリーガルアドバイスの経験を活かし、過大または過小に評価されやすい不公正取引行為に関する法令違反リスクを的確に分析するとともに、当該リスクを軽減するための実効的な方策を提示することにより、クライアントの事業遂行に最適なリーガルサービスを提供しています。

主なサービス

()は、不公正取引行為に関して以下のサービスを提供しています。

- 事業遂行の過程で生じ得る不公正取引行為に関する法令違反リスクについての助言およびリスク軽減策の提案
- 取引先による不公正取引行為の申告に伴う調査手続および審議手続への対応
- 不公正取引行為に関する行政訴訟および執行停止申立ての代理
- 韓国公正取引調整院が所管する調停事件の代理等

主な実績

- S社の不当な顧客誘引行為に関する韓国公正取引委員会の審議手続および行政訴訟の代理

- P社の拘束条件付取引に関する韓国公正取引委員会の審議手続の代理
- 主要な大手企業クライアントに対する不公正取引行為に関する日常的なリーガルアドバイス

連絡先

崔仲嚇
Senior Foreign Attorney / Chair of Global Cases and Investigations

+82-2-316-4232
jhchoi@shinkim.com

李昌勳
Partner

+82-2-316-4645
chlee@shinkim.com

李相暾
Partner

+82-2-316-4638
sdlee@shinkim.com

Awards and Rankings

- Ranked Band 1 Law Firm for Competition/Antitrust
  Chambers Asia 2016-2026
- Ranked Tier 1 Law Firm for Antitrust and Competition
  Asia Pacific Legal500 2017-2019, 2025-2026
- Ranked Elite Law Firm
  GCR 100 2017-2026
- Regional Firm of the Year – Asia-Pacific, Middle East & Africa
  GCR100 2016

Copyright SHIN & KIM LLC. All rights reserved.